

令和7年度 平塚レクリエーション連盟 役員名簿

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

(敬称略・順不同)

職 名	氏 名	所 属
会長	河野 太郎	
副会長	鈴木 登喜雄	平塚フォークダンス協会
理事長	荒木 千恵子	平塚ママさんバレーボール協会
監査	秋山 由美	平塚市女性卓球連盟
監査	鎌形 千恵子	平塚フォークダンス協会
会計	長井 操	平塚ママさんバレーボール協会
会計	森川 由美子	平塚市女性卓球連盟
理事	安居院 由子	平塚市女性卓球連盟
理事	秋山 恵子	平塚ママさんバレーボール協会
理事	南里 恵美子	平塚フォークダンス協会

※本連盟に次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、会計2名、監査2名
(平塚レクリエーション連盟規約第8条より抜粋)

令和6年度 平塚レクリエーション連盟・加盟団体 事業報告

月	連 盟	バレーボール	卓 球	フォークダンス
4			2 新役員会(アリーナ会議室) 24 合同練習(アリーナ)	通年 総会 講師派遣 月1回 フォークダンスの集い
5	15 総会(平塚市役所 706(1)会議室)	21 春季大会 (アリーナ)	22 県ママ講習会(C,D,Eランク)(アリーナ) 23 合同練習(アリーナ)、七タ卓球大会抽選会(アリーナ会議室)	
6		20 平塚ママさんバレーボール杯大会(アリーナ)	4 県ママ卓球大会・タマス杯(アリーナ) 18 合同練習(ラング混成w戦)(アリーナ)、七タ卓球大会説明会(アリーナ会議室)	
7		16 ヒタ杯大会 (アリーナ)	9 ヒタ卓球大会(アリーナ) 25 七タ卓球大会反省会(アリーナ会議室)	運営委員会(旭北公民館)
8			20 本部会(アリーナ会議室) 28 県ママダブルス(相模原アリーナ)	
9		19 会長杯大会 (アリーナ)	3 平塚市女性卓球大会・Wの部(アリーナ) 20 合同練習(アリーナ) 24 県ママS大会(アリーナ)	
10		24 女性バレーボール大会 (アリーナ)	15 合同練習(アリーナ) 22 県ママ講習会(AA,A,Bランク)(アリーナ)	16 リトアニア「ネムナス」公演見学
11			5 県ママ卓球大会・ニッタ杯 14 合同練習(ニッタ講習会)	運営委員会(旭北公民館)
12			3 合同練習(ラング別W戦)(アリーナ) 10 県ママバタフライWチームカップ(アリーナ)	6 交流会
1	13 新年の集い	13 新年の集い	9 平塚市女性卓球大会・団体の部(アリーナ) 16 合同練習(アリーナ)	
2			4 県ママ平塚W大会(アリーナ) 13 合同練習(アリーナ) 新旧役員会(アリーナ会議室)	運営委員会(旭北公民館) 初心者教室
3	23 第12回ひらつか市民スポーツフェスティバル	27 総会(中止)	11 合同練習(アリーナ)	23 ひらつか市民スポーツフェスティバル 初心者教室

※合同練習…平塚レクリエーション連盟共催事業 ※初心者教室…平塚レクリエーション連盟共催事業

平塚市スポーツクラブ連合規約

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本連合は、平塚市スポーツクラブ連合と称する。

(事務所)

第2条 本連合の事務所を会長宅に置く。

第2章 組織及び加盟脱退

(組織)

第3条 本連合は、市内を統括するスポーツクラブをもって組織する。

(加盟)

第4条 本連合に加盟しようとする団体は、会長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

(脱退)

第5条 本連合の加盟団体が第3条に掲げる資格を失ったときまたは、本連合の加盟団体として不適当と認めたときは、理事会の議決を経て脱退させることができる。

第3章 目的及び事業

(目的)

第6条 本連合はスポーツクラブ相互の連絡調整、情報交換をはかり、もって生涯スポーツの一層の普及振興を目的とする。

(事業)

第7条 本連合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツクラブの育成及び相互の連絡、協調
- (2) スポーツクラブ指導者の研修
- (3) スポーツ情報の提供
- (4) スポーツ指導者の派遣
- (5) スポーツ交流大会の開催
- (6) その他、本連合の目的達成に必要な事業

第4章 役員

(理事の選出)

第8条 理事は加盟団体より3名選出するものとし、うち1名は当該団体の理事長の職に該当するものとする。

(役員の選出)

第9条 本連合に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、理事若干名、会計2名、監査2名

2 会長、副会長、理事長、会計、監査は理事会において互選する。

(役員の職務)

第10条 会長は本連合を代表して会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事長は本連合の会務を掌理する。

4 理事は理事会を組織し、本連合の会務を執行する。

5 会計は経理事務を掌理する。

6 監査は会計を監査する。

(役員の任期)

第11条 本連合の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任、または任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には必要な職員を置く。

第5章 会議

(理事会)

第13条 理事会は、本連合の議決機関並びに執行機関で次の事項を行う。

(1) 事業計画並びに予算、決算に関すること

(2) 役員の選出に関すること

(3) 規約の制定、改廃に関すること

(4) 加盟及び脱退に関すること

(5) 本会の運営上必要な事項の企画立案

2 理事会は会長が招集し、理事長が議長となる。

(定足数及び議決)

第14条 理事会は、その構成員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決はすべて出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、本規約を変更するときは、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第6章 会計

(経費)

第15条 本連合の経費は、次に掲げるものをもってこれにあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第16条 本連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 細則

(細則)

第17条 本連合運営に必要な細則は、理事会で別にこれを定める。

附 則

この規約は、昭和62年10月1日から施行する。

平塚市スポーツクラブ連合役員名簿

任期 自 令和7年4月 1日
至 令和9年3月31日

役 職	氏 名	種 目
会 長	高橋 篤	サッカー
副会長	伊藝 正直	野 球
副会長	前田 靖雄	剣 道
副会長	花塚 昌則	バレーボール
理事長	熊谷 俊二	野 球
理 事	相原 昌次	野 球
理 事	一杉 昌広	バレーボール
理 事	工藤 孝政	サッカー
会 計	本田 隆幸	剣 道
会 計	菊川 匡士	サッカー
監 査	河野 紀代子	バレーボール
監 査	岡田 博	剣 道

令和6年度平塚市スポーツクラブ連合加盟団体事業報告書

項目 月	野 球	剣 道	サ ッ カ ー	バ レ ー ボ ー ル
4	全日本学童大会平塚予選	審判講習会、理事会	第41回平塚市長杯争奪サッカー大会	平塚地域交流大会
5	平塚市学童野球選手権大会 平少連春季チビッ子大会	小中錬成、合同稽古、理事会	第41回平塚市長杯争奪サッカー大会	全日本小学生バレーボール大会予選 しらす記念杯
6		小中錬成、合同稽古、理事会 平塚市剣道錬成大会	第41回平塚市長杯争奪サッカー大会 2024年度U-11サッカー選手権大会	平塚市内交流大会
7	ノーブルホーム杯県大会平塚予選 平塚市少年野球大会	小中錬成、合同稽古、理事会 第一回級審査会	2024年度U-11サッカー選手権大会	
8		平塚市剣道錬成大会		小中交流大会バレー教室
9		小中錬成、合同稽古、理事会	第45回平塚市サッカー選手権大会	J A 共済杯平塚予選
10	平少連ティーパーボール大会	少年少女剣道大会 小中錬成、合同稽古、理事会	第45回平塚市サッカー選手権大会	
11	平少連新人大会 平少連秋季チビッ子大会	小中錬成、合同稽古、理事会	第45回平塚市少年サッカー選手権大会	平塚市内交流大会 会長杯
12		小中錬成、合同稽古、理事会		
1	西部ティーパーボール大会 南部ティーパーボール大会	小中錬成、合同稽古、理事会	第21回平塚招待サッカー大会	新春杯
2	中央ティーパーボール大会 北部ティーパーボール大会	小中錬成、合同稽古、理事会 第二回級審査会	第42回平塚市ジュニアカップU-9	6年生送別大会
3	平少連オールスター大会	第5回平塚市剣道演武大会		平塚市内交流大会 湘南平塚さくらカップ